

令和8年3月新規高等学校卒業者の就職に関する申合せ

福島県高等学校就職問題検討会議において協議した結果、学校教育の充実を図り、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに求人秩序の確立を図るため、令和8年3月新規高等学校卒業者に係る生徒の応募・推薦方法等について、次の事項を遵守するとともに、関係者への周知徹底を図ることを申し合わせる。

記

1 求人の申込み及び受理について

求人票の受付は、令和7年6月1日から公共職業安定所において行い、高等学校における求人申込みの受理及び公共職業安定所において受理した求人の学校への提示は、令和7年7月1日以降行うものとする。

なお、新規高等学校卒業者を対象とする求人は、募集人数に大卒等（大学、短大、高専、専修学校専門課程等）を含めないことに留意し、適正な求人条件の確保及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人者の所在地を管轄する公共職業安定所の確認を受けることとし、確認印のない高卒用求人票（同写）による求人申込みについては、学校は生徒の推薦を行わないものとする。

また、募集事業主においては、求人票の提出にあたり、生徒の応募機会の均等を考慮したものとするが、やむなく、指定校での求人を行った場合でも、高卒就職情報WEB提供サービスにおいて求人情報を公開するよう努め、指定以外の学校より応募希望の生徒が出た場合は、生徒の受験機会の確保を図ること。

2 文書募集について

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集は、令和7年7月1日以降行うこととし、内容については公共職業安定所において確認を受けた求人記載内容と異なるものであり、広告等掲載時は求人を受理した公共職業安定所名及び求人番号を掲載すること。

3 学校及び家庭への事業主等の訪問について

求人活動のための学校訪問は、求人者の所在地を管轄する公共職業安定所に求人の申込みを行った後、学校の事前の了解を得たうえで行うこと。

また、求人者及びその委託を受けた者が直接生徒の家庭を訪問し、求人活動を行うことのないようにすること。

4 応募、推薦について

- (1) 新規高等学校卒業者の就職のための推薦開始の時期は令和7年9月5日（文書到達主義）以降とし、選考開始の時期は令和7年9月16日以降とすること。

また、オンラインの活用による選考活動の実施に際しては、生徒や学校等に過度な負担が生じないよう個々の事情に配慮し、オンライン対応の可否を選考の基準とする等、不利益な取扱いを行わないようにすること。

- (2) 生徒の応募推薦については、推薦開始の時点では一人の応募先は1社とし、令和7年10月1日以降は生徒が複数応募を希望し、募集事業主の承諾を得た場合に限り一人の生徒が同時に2社まで応募できるものとする。

なお、生徒に対する求人公開については高卒就職情報WEB提供サービスを積極的に活用し、校内選考については、学校を指定せずに行う求人について必ずしも行う必要がないことに留意し、生徒の主体性を確保し、生徒の希望に沿った応募が可能となるよう配慮すること。

- (3) 応募書類については、「全国高等学校統一用紙」を使用することとし、募集事業主はそれ以外の書類の提出を求めないこと。

また、「全国高等学校統一用紙」のうち生徒本人が作成する履歴書の作成方法については、募集事業主の意向を踏まえて、①手書き記入、②パソコン入力、③どちらでも可、のいずれかとするが、募集事業主は、応募書類の作成方法によって採用選考に有利不利となる取扱いを行わないようにすること。

5 応募推薦前の職場見学の実施について

生徒が自ら応募先の業務内容等を十分に確認した上で応募先を選定することは、就職してからの定着促進のためにも非常に重要なことから、高等学校は公共職業安定所と連携を図りながら、求人事業所の職場見学を実施することとし、併せて、募集事業主に職場見学の受入について協力を依頼すること。

ただし、応募前職場見学の実施に当たっては、早期選考及びその類似行為とならないよう留意すること。

6 選考日及び選考結果の通知等について

応募書類を受理した募集事業主は、面接による選考日時を速やかに決定し、学校を経由して生徒に通知すること。また、選考を実施した募集事業主は、不採用になった生徒の次の応募の機会の確保を図ることを考慮し、選考結果をできる限り速やかに、書面により、学校を経由し、生徒に通知すること。

この場合、選考結果は、選考日から1週間以内をもって通知することを原則とするが、応募者が多数になるなどのやむをえない理由で上記の期日内に結果を通知できない場合は、学校、応募生徒にその理由を付して結果通知日の連絡を行うこととする。

7 採用内定に対する通知等について

生徒は、応募事業主より採用内定を受けたときは、速やかに就職承諾書又は内定辞退届を学校を通じ事業主に提出すること。

この場合、採用内定通知を受けた日から原則1週間以内とするが、採用内

定事業所より提出期限を指定された場合は、その期日までとすること。

なお、学校は採用の内定を受け承諾した生徒が複数応募により他社に応募中の場合は、速やかに応募取消の通知を行うよう指導すること。

また、労働基準法第 15 条第 1 項において、「使用者は、労働契約の締結に際し、労働条件を明示しなければならない」と規定していることから、採用内定により労働契約が成立した場合、募集事業主は、各内定者個人に対して、労働条件通知書を書面にて明示すること。ただし、内定者が希望した場合は、ファクシミリや電子メール等（書面印刷が可能なものに限る）を活用した明示も可とする。

8 採用内定の取消及び採用時期の繰下げ防止について

景気の変動による採用内定の取消や採用時期の繰下げは、採用内定者に与える影響が極めて大きいので、関係機関、経済団体等はこのような事態を招くことのないよう募集事業主に協力を要請すること。

9 公正な採用選考について

事業主は、生徒の職業選択及び均等な応募・選考機会の確保のため、採用選考に当たり、合理的な理由のない健康診断の実施など、本人に責任のない事項、本来自由であるべき事項で就職上の差別につながるおそれのある事項に留意し、応募者の適性・能力を基準とした公正な採用選考を行うこと。

10 民間職業紹介事業者が行う高等学校卒業予定者に係る職業紹介について

新規高等学校卒業者は民間職業紹介事業者による職業紹介を利用することができるが、この場合においても高等学校教育および本申合せへの影響を踏まえ、採用選考開始時期等については、上記で示す日程を厳守するとともに、生徒の了解を得たうえで、相談状況について高等学校と民間職業紹介事業者との間で情報共有を図ること。

また、高等学校および公共職業安定所は、学校による就職あっせんと民間職業紹介事業者による就職あっせんについて生徒や保護者から相談があった場合、それぞれの特徴について丁寧に説明し、生徒の主体性に基づき学校の就職あっせんと民間職業紹介事業者の就職あっせんの利用について選択できるよう配慮すること。

11 関係機関の連携強化による就職促進

高等学校と公共職業安定所は、職業紹介業務連絡会議を開催し、この申合せに関する確認及び職業紹介の推進について必要な協議、調整を行うとともに生徒に対する職業相談、職業指導の充実を図り、職業観及び職業能力の育成に努める。

また、関係各機関は、早期内定を推進するための求人票早期提出の重要性及び職業意識の形成や早期離職の防止を図るための高等学校におけるキャリ

ア教育充実のための諸事業について、県内事業所及び地域社会の協力が得られるよう、周知、広報に努めること。

12 就業開始時期について

就業開始の時期は卒業後とする。

なお、卒業前の実習、研修については、学業優先の観点からこれを行わないこと。

令和7年3月27日

福島県高等学校就職問題検討会議

福島県商工会議所連合会
福島県商工会連合会
福島県中小企業団体中央会
福島県経営者協会連合会
福島県高等学校長協会
福島県私立中学高等学校協会
福島県産業教育振興会
福島県高等学校進路指導協議会
福島県教育委員会
福島県
厚生労働省福島労働局